

新旧対照表

総合取引約款

新	旧
<p>(取引残高報告書)</p> <p>第 12 条</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、第 1 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u>については、第 1 項の規定に拘らず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 18 条 当社は次に掲げる場合にお客様及び第三者に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) お客様のログイン ID、パスワード又は取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したものを含む) されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでないとき</u></p> <p><u>(4) ～ (14) (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: right;">(2025 年 4 月 21 日改正)</p>	<p>(取引残高報告書)</p> <p>第 12 条</p> <p>1. ～ 2. (省 略)</p> <p>3. 当社は、第 1 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 1 項の規定に拘らず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 18 条 当社は次に掲げる場合にお客様及び第三者に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(3) ～ (13) (省 略)</u></p> <p style="text-align: right;">(2024 年 1 月 15 日改正)</p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新	旧
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課</p>

税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その

税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課

<p>他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合</u>については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供</u>がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。</p> <p>2. <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び</u></p>	<p>税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2. <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に</u></p>
---	--

<p>「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものが添付されている場合、<u>廃止通知書等記載事項</u>を記載して「<u>非課税口座開設届出書</u>」を提出する場合又は「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出と併せて行われる電磁的方法による<u>廃止通知書等記載事項</u>の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規程する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付又は電磁的方法により<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>を提供します。</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付又は電磁的方法により<u>勘定廃止通知書記載事項</u>を提供します。</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第 3 条の 3 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年 <u>にあつては、その提出の日</u>) において設け</p>	<p>「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規程する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第 3 条の 3 (省 略)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年 <u>にあつては、その提出の日</u>) において設け</p>
---	--

られ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）

第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。

（1）特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）に

られ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）

第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。

（1）特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）に

<p>より取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は<u>租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等</u>で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>イ. ～ロ.（現行どおり） (2)（現行どおり）</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、<u>前項(1)に掲げる上場株式等</u>で次の各号に定めるものを受入れることができません。</p> <p>(1)～(3)（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">(2025年4月21日 改正)</p>	<p>より取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>イ. ～ロ.（省略） (2)（省略）</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める<u>上場株式等</u>を受入れることができません。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p style="text-align: right;">(2024年1月1日 改正)</p>
---	---

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

新	旧
<p>(未成年者口座<u>廃止届出書</u>の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」</u>の提出をしてください。</p>	<p>(未成年者口座<u>開設届出書等</u>の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口</u></p>

座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2. 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」

の提出をしてください。

4. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、且つ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）

<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定 <u>(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等 (租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。)</u> (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)) <u>につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</u> 又は継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様がその年の3月31日において18歳である年 (以下、「基準年」といいます。)</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預</u></p>	<p><u>は、2024年から2028年までの各年 (お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)</u>の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日</u>までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) <u>災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これ</u></p>
---	--

<p><u>入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>（2）～（3）（現行どおり）</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第13条</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p> <p>（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等</p>	<p>に類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>（2）～（3）（省略）</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第13条</p> <p>1. ～2. （省略）</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p> <p>（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等</p>
--	--

<p>(<u>未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等</u>をいい、<u>課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上場株式等</u>をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(非課税口座のみなし開設) 第28条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、且つ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(2025年4月21日 改正)</p>	<p>(<u>未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等</u>をいい、<u>課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上場株式等</u>をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<u>未成年者口座又は課税未成年者口座</u>に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して<u>未成年者口座又は課税未成年者口座</u>への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(非課税口座のみなし開設) 第28条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して<u>非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</u>が提出されたものとみなし、且つ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(2024年1月1日 改正)</p>
---	---